

保存版

【見やすい場所に掲示してください】

平成22年10月12日

海老名市立 小・中学校保護者 様

海老名市教育委員会

悪天候（台風等）による臨時休業措置について（通知）

秋涼の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日ごろより海老名市教育委員会ならびに市内小中学校の教育活動にお力添えを賜りまことにありがとうございます。

さて、この夏の記録的な猛暑をはじめとして著しい気象の変化が今後も懸念されることから、標記の件について、下記のとおり判断の原則・周知方法等を定め、保護者の皆様にあらかじめお知らせすることといたしました。ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

記

午前6時の時点で大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪のいずれかの警報が発令されている場合は臨時休業を検討します。

該当区域は「神奈川県全域」または「神奈川県東部全域」または「湘南区域全域」または「海老名市」です。

臨時休業の場合や登校時間を遅らせる場合は連絡網が回ります。

◎午前6時の時点で警報が発令されている場合、次の(1)～(3)の判断をします。

(1) 臨時休業の措置……………連絡網で連絡が回ります。

(2) 登校を遅らせる措置……………連絡網で連絡が回ります。

- ・ 3校時から授業を行うこととします。
- ・ 給食は通常どおり配食されます。
- ・ 安全に十分注意して、*無理のない登校をさせてください。
*たとえば、登校時点の天候やご自宅付近の道路状況等から、登校に危険があると保護者が判断される場合には登校を見合わせてください。

(3) 通常登校の場合……………連絡網は回りません。

- ・ 安全に十分注意して、*無理のない登校をさせてください。
*たとえば、登校時点の天候やご自宅付近の道路状況等から、登校に危険があると保護者が判断される場合には登校を見合わせてください。

※ (1)～(3)のいずれの場合にも中学校における部活動の早朝練習は中止とします。

